

登録講師企画講座実施要項

(平成31年1月29日決裁)

(令和3年6月16日決裁)

(令和5年1月24日決裁)

(令和5年8月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要項は、「登録講師企画講座」(以下、「企画講座」という。)の実施に際し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 企画講座は、市民の学びや活動への意欲にこたえ、講師が主体となって企画・運営する講座を支援することにより、学びたい市民と、学んだことを活かしたい講師が学びを通してつながり、よりいっそうの生涯学習の推進をはかることを目的とする。

(講師の募集)

第3条 企画講座の実施にあたり、講師となる者を募集し、次の各号のいずれにも該当する者の中から選考を行い選出する。

- (1) 各務原市生涯学習登録講師制度の登録者(以下、「講師」という。)であること。
- (2) 市民に対し自身の知識・技術の指導ができること。
- (3) 本講座の趣旨について理解し、生涯学習活動に対して熱意を有していること。
- (4) 講師の身分を利用して、政治、宗教、営利を目的とする活動をしようとする者でないこと。

(講座の内容)

第4条 講座の内容は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 広く市民を対象とし、募集するものであること。ただし、18歳未満の子どものみの講座は不可とする。
- (2) 主に開催地が各務原市内の公共施設であること。
- (3) 講座を通して受講者同士や地域とのつながりを広めることができるものであること。
- (4) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗に反するものでないこと。
- (5) 政治活動、宗教活動又は営利を目的としたものでないこと。
- (6) 各務原市生涯学習登録講師登録制度に登録した内容に即するものであること。
- (7) 学びの意欲にこたえ、生きがいつくりとなるような入門編の講座であること。

(講座の実施時期及び回数)

第5条 講座の実施時期は、前期(5月～9月)と後期(10月～2月)とし、1講座の回数は、5～10回とする。なお、講座を1期(半年間)実施後、2期(1年間)は、同じライフデザインセンターの所管する地区で実施することはできないものとする。また、同じライフデザインセンターの所管する地区では、計2期までしか講座を実施することができないものとする。

(実施場所)

第6条 実施場所は各務原市内の公共施設とする。

(受講料)

第7条 受講料は、原則として1回につき1人300円とする。ただし、材料費やテキスト代等、実費相当分は別途徴収することができるものとする。受講料、材料費等は開講初回に講師が受講生より徴収し、受領するものとする。

(保険)

第8条 受講者に対する保険は、一部の講座を除いて市のまちづくり活動保証制度を適用する。ただし、講師及び危険を伴う等の講座については、講師において保険に加入するものとする。

(講座実施申込)

第9条 企画講座を実施しようとする者は、「登録講師企画講座計画書」(様式第1号)を、実施を希望する地区のライフデザインセンターへ提出しなければならない。

(選考・通知)

第10条 前条に規定する書類を受理したライフデザインセンターにおいて第一次選考を行い、館長会にて第二次選考を行う。また、選考にあたり学識経験者等の意見を聞くことができるものとする。講座の実施可否は、担当するライフデザインセンター(以下、「担当ライフデザインセンター」という。)が通知する。

2 担当ライフデザインセンターは、実施が決まった講師と、「登録講師企画講座実施に関する覚書」(様式第3号)を作成する。その際、講師の本人確認を行い、緊急連絡先等の不測の事態に対応するために必要な情報を収集すること。

(受講生募集と開講決定)

第11条 受講生募集の案内を生涯学習情報誌、市公式ウェブサイト等に掲載する。また、各ライフデザインセンターにおいて講師制作チラシの掲示を行う。

2 受講申込はEメール等のインターネット経由、もしくは担当ライフデザインセンター窓口で行うものとする。応募者多数の場合は担当ライフデザインセンター職員が抽選を行う。受講可否の連絡はEメール、もしくは電話にて担当ライフデザインセンターが通知する。

3 最少開講人数は6人とする。ただし、開講決定後に5人以下となった場合は担当ライフデザインセンターと講師が協議し、館長会に諮り開講するかどうかを決定する。

(担当事務)

第12条 講座実施における役割として講師は次の各号を行うこととする。

- (1) 講座の企画(生涯学習情報誌掲載原稿、チラシの作成)
- (2) 受講決定者への通知記載情報提供(持ち物、講師連絡先)
- (3) 保険加入(屋外講座や危険な行為を伴う講座の場合、また講師自身の分)
- (4) 各務原市内の公共施設以外で実施する際の活動現場の確保。
- (5) 講座の運営(会場設営と撤収、材料・資料等の準備、受講料・材料費等の徴収、受講者の出欠確認、天候不順等による講座中止連絡)
- (6) 個人情報の適切な管理
- (7) 講座実施後の報告(講座終了後2週間以内に実施報告書(様式第2号)の作成・提出)

2 担当ライフデザインセンターは次の各号を行うこととする。

- (1) 講座開催場所の確保
- (2) 公共施設使用料の免除申請

- (3) 生涯学習情報誌、市公式ウェブサイト等によるPR
- (4) 受講決定者の氏名、連絡先等、必要最低限の個人情報を講師に提供すること
- (5) 講座初回の挨拶と終了時のアンケート実施

(講座終了後)

第13条 講師は、受講者からサークル化して継続したいという希望が出た場合、サークル講師として継続指導を行うなど、できる限り対応するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第14条 講師は、企画講座において知り得た個人情報の保護のため、次の各号の遵守及び全ての個人情報等について守秘するものとする。

- (1) 個人情報保護に関する法令並びに各務原市個人情報保護条例及び甲の指示等に従い、情報の取扱方法を厳守し、個人情報等の保護を徹底して行うこと。
- (2) 個人情報等について、不正に使用し又は第三者に漏えいすることは絶対に行わないこと。また、第三者に漏えいするおそれのある全ての行為を行わないこと。
- (3) 個人情報等について、目的外に使用しないこと。また、企画講座終了後は直ちに返還し、いかなる目的にも使用しないこと。
- (4) 個人情報等について、複写し又は複製してはならない。
- (5) 上記各項に反し、個人情報等が第三者に漏えいした場合、甲及び受講者、その他の者が被った損害について賠償等の全ての責任を負うこと。
- (6) 個人情報等の盗難、紛失、漏えい等の事故が生じ又は生じるおそれがあることを知った場合は、甲に対し、速やかに報告すること。

(その他)

第15条 この要項に定めるもののほか、講座実施に当たって必要な事項については、各ライフデザインセンターと協議するものとする。

附 則 (平成31年1月29日決裁)

この要項は、平成31年2月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月16日決裁)

この要項は、令和3年6月16日から施行する。

附 則 (令和5年1月24日決裁)

この要項は、令和5年1月24日から施行する。

附 則 (令和5年8月31日決裁)

この要項は、令和5年9月1日から施行する。